

「連」のカバネと「連公」の呼称

篠川 賢

はじめに

二〇〇六年から二〇〇七にかけて行われた奈良県明日香村石神遺跡の第一九次調査で、「石上大連公」と記した木簡が出土し、その後、韓国忠清南道扶餘郡扶餘邑双北里遺跡から、一九九八年の調査の際に出土した木簡に、「那尔波連公」の表記のあることが判明した。いずれも七世紀中頃から後半の木簡とみられており、これらの新史料の出現により、「連公」の呼称が改めて注目されることになった。すでに、平川南氏^①、竹本晃氏^②による専論もあり、平川氏は、「天武八姓の「連」の前段階のカバネ表記」（一四一頁）、竹本氏は、「王権の職務を広く分掌

するものとして設定された」「政治的意味合いが内包される呼称」（一九九頁）との見解を示している。

両氏とも、「連公」を「連」に敬称・尊称の「公」が付された表記とする従来の一般的見方を疑問とするのであるが、やはり、「某連公」の呼称は、「某連」と呼ばれる人物に対して与えられた敬称とみるのが妥当なのではあるまいか。小稿では、「連」のカバネに関連させて、改めてこの問題を考えてみたい。

一 「連」のカバネ

「連」のカバネについての私見は、すでに別に述べたところであるが、^③簡単にまとめると次のとおりである。

- ① 「連」のカバネについては、伴造のカバネとみる説が一般的である。^④ たしかに、「連」をカバとする氏（ウヂ）は、職掌名をウヂ名とするウヂが多く、「臣」をカバネとするウヂは、地名をウヂ名とするウヂが多い。しかしそうではない例も少なくなく、尾張連・茨田連・阿刀連などは地名をウヂ名としており、膳臣・采女臣・六人臣などは職掌名をウヂ名としている。

- ② 「連」と「臣」との違いを、その出自（系譜）に求める説も有力である⁵⁾。たしかに「連」を称するウヂは、のちにいう「神別」のウヂ、「臣」を称するのは「皇別」のウヂであることが多い。しかしこの場合も、そうではない例が少なくなき、猪使連・小子部連・日下部連などは「皇別」、出雲臣・穂積臣・采女臣などは「神別」である。
- ③ すなわち、「臣」と「連」との違いは、ウヂの職掌や出自（系譜）によるのではなく、ほかに理由を求めなければならぬのであり、それは、「臣」「連」それぞれの、大王との関係を示す身分標識としての成立事情の違いに求めるのが妥当と考えられる。
- ④ 「臣」の身分標識は、五世紀後半の稲荷山鉄剣銘にまで遡ることができる。それは、大王に奉仕する地位（臣下）であることを示す漢語の「臣」に由来する身分標識であり、「シン」と音読された。また当時は、大王を中心に構成された支配組織の構成員のみが「臣」を称したと考えられる。いいかえれば、大王に奉事する支配組織の構成員は、均しく「臣（シン）」を称したということである。
- ⑤ その後、六世紀初めに継体天皇（ヲホド大王）が即位する際に、それを支持した豪族層は、のちにヲホド大王から、従来の「臣」とは区別される身分標識として「連」を賜与された。それは、大王に連なるという意味の漢語の「連」に由来する身分標識であり、「レン」と音読された。

⑥ 「臣」「連」は、のちには「オミ」「ムラジ」と訓読されるようになるが、当初の和訓は、いずれも「マヘツキミ」であったと考えられる。すべての有力豪族を組み込んだオホマヘツキミ―マヘツキミ制^⑥が整えられるのは、六世紀中頃の欽明・敏達朝頃とみられるが、それ以前においても、大伴金村・物部鹿鹿火らがオホマヘツキミ（「大連」）の地位にあったことは事実と認められる。

⑦ 「臣」「連」には、当初優劣の差はなかった（むしろ「連」が優位にあった）と考えられるが、物部守屋大連（オホマヘツキミ）が蘇我馬子大臣（オホマヘツキミ）に討たれ、その後は蘇我馬子・蝦夷が長期にわたって一人の大臣（オホマヘツキミ）として勢力を有したため、次第に、「連」は「臣」よりも下位にあるとの認識が形成されていった。

⑧ 孝徳紀にみえる大化年間の諸詔には、諸氏に呼びかける際に、「臣連伴造国造」（あるいは「臣連国造伴造」）の表記が多くみえるが、これらを当時の表記とみてよとするならば、この段階では、「臣」の「連」に対する優位が推測できる^⑧。

⑨ 八色の姓が定められた天武十三年（六八四）の段階では、それまでの臣姓のウヂの多くが第二位の朝臣、連姓のウヂの多くが第三位の宿禰を賜与されていること、および第六位に臣、第七位に連が位置づけられていることから、「連」は「臣」の下位と認識されていたことが明らかである。

以上であるが、⑨に関連して、八色の姓に先立って多くの連賜姓が行われていることも、注意されなければならない。『日本書紀』（天武紀）に記されるそれらの記事を列挙すると、次のとおりである。¹⁰⁾

- (1) 九年正月甲申条
（前略）忌部首首、賜_レ姓曰_レ連。則与_二弟色弗_一共悦拜。
- (2) 十年正月丁丑条
（前略）大山上草香部吉士大形、授_二小錦下位_一。仍賜_レ姓曰_二難波連_一。
- (3) 十年四月庚戌条
錦織造小分、田井直吉摩呂、次田倉人樞_{足樞、比云_二武矩_一}・石勝、川内直梟、忍海造鏡・荒田・能麻呂、大狗造百枝・足坏、倭直竜麻呂、門部直大嶋、宍人造老、山背狛烏賊麻呂、并十四人、賜_レ姓曰_レ連。
- (4) 十年十二月癸巳条
（前略）舍人造糠虫、書直智徳、賜_レ姓曰_レ連。
- (5) 十一年五月甲辰条
倭漢直等、賜_レ姓曰_レ連。

(6) 十二年九月丁未条

倭直、栗隈首、水取造、矢田部造、藤原部造、刑部造、福草部造、凡河内直、川内漢直、物部首、山背直、葛城直、殿服部造、門部直、錦織造、縵造、鳥取造、来目舍人造、檜隈舍人造、大狛造、秦造、川瀬舍人造、倭馬飼造、川内馬飼造、黄文造、蓆集造、勾筥作造、石上部造、財日奉造、泥部造、穴穂部造、白髪部造、忍海造、羽束造、文首、小泊瀬造、百濟造、語造、凡卅八氏、賜_レ姓曰_レ連。

(7) 十二年十月己未条

三宅吉士、草壁吉士、伯耆造、船史、壹伎史、娑羅々馬飼造、菟野馬飼造、吉野首、紀酒人直、采女造、阿直史、高市県主、磯城県主、鏡作造、并十四氏、賜_レ姓曰_レ連。

(8) 十三年正月庚子条

三野県主、内藏衣縫造、二氏賜_レ姓曰_レ連。

これらの連賜姓については、「伴造の氏を高級官僚としての家柄に上昇させようとする意図によるもの」¹¹⁾とみるのが一般的であったが、熊谷公男氏は、(1)～(5)までの賜姓と、天武十一年八月に考選基準詔が出されたのちの(6)～(8)の賜姓とは区別するべきであるとし、後者は、のちにさらに八色の姓の宿禰・忌寸を賜与された一一氏を除き、下級官人の母胎となるウヂを定め

た賜姓であり、それらのウヂは結果的に八色の姓の第七位の連に定着した、と述べている¹³⁾。従うべき見解であろう。

(6)～(8)の連賜姓によって、それまでの造姓三五氏、直姓七氏、首姓四氏、史姓三氏、県主姓三氏、吉士姓二氏、あわせて五四氏が新たに連となった。中央の伴造の氏と畿内の国造・県主らの氏、すなわち天智三年(六六四)の甲子の宣にいう「伴造等氏」に連が賜与されたのである。

このうち、刑部造(忍壁連)・物部首(布留連)・三宅吉士(三宅連)の三氏は、八色の姓の宿禰を賜与され、倭直(大倭連)・凡河内直(凡河内連)・川内漢直(河内漢連)・山背直(山背連)・葛城直(葛城連)・秦造(秦連)・文首(書連)・草壁吉士(難波連)・紀酒人直(紀酒人連)の九氏は、忌寸を賜与されている¹⁴⁾。したがって、五四氏から右の一二氏を除いた四二氏が、八色の姓の第七位の連に定着したことになる。

一方、それまでの「連」姓のウヂは、そのほとんどが八色の姓の宿禰を賜与されているから(物部連と中臣連は朝臣)、従来の「連」と新しい連とが並存した期間は、(1)～(5)までの例を加えても数年に過ぎない。天武朝末年の一連の連賜姓と八色の姓の制定によって、「連」のカバネの性格に大きな変化が生じたのであり、それまでの「連」は、マヘツキミを出すウヂのカバネとしての「連」であったが、そのような「連」は消滅し、新しい連は、下級官人を出すウ

チのカバネとしての連となったのである。

ただし、八色の姓の制定は、熊谷公男氏の説くとおり、中央（畿内）のすべてのウヂを対象とした政策であったと考えられ、⁵⁾それまで「連」のカバネを称していた地方のウヂは、この時の宿禰賜姓の対象外であったことにも注意しておきたい。

なお、(1)～(5)までを含めて、造・直・首・史・県主・吉士などの「伴造等氏」に、なにゆえ連が賜与されたのかという点については、「臣」に比べて下位の「連」が選ばれたということに過ぎないのではないかと思う。それまでの「連」のカバネに伴造のカバネという性格があったために連が賜与された、との見方もあるうが、そうではなく、むしろ、「伴造等氏」にこの時に連が賜与されたために、それまでの「連」を伴造のカバネとするような今日の見解が生まれたというべきであろう。

本節では、「臣」と「連」は本来同等ないし「連」が優位にあったとみられるが、六世紀末以降、次第に「臣」が優位になっていったこと、天武朝末の段階では、新たな連（下級官人を出すウヂのカバネとしての連）を称するウヂが数多く現れ、「連」のカバネの性格に大きな変化が生じたこと、ただし、「連」を称した地方のウヂは、八色の姓賜与の対象外であり、そのまま従来の「連」（結果として八色の姓の第七位の連に定着することになるが）を称したと、この三点に注意しておきたい。

二 系譜史料等の「連公」

『古事記』『日本書紀』に「連公」の表記はみえないが、八、九世紀の系譜史料等には、それが散見する。まず『新撰姓氏録』（以下『姓氏録』と略記する）には、次の一氏の譜文に、「連公」ないし「大連公」の表記がみえる。¹⁶

（左京神別中）

(A) 大伴宿禰

高皇産靈尊五世孫天押日命之後也。初天孫彦火瓊杵尊神駕之降也。天押日命。大来目部立_二於御前_一。降_二乎日向高千穗峯_一。然後以_二大来目部_一。為_二天鞞部_一。鞞負之号起_二於此_一也。雄略天皇御世。以_二入部鞞負_一賜_二大連公_一。奏曰。衛門開闔之務。於_レ職已重。若有_二一身難_レ堪_一。望与_二愚兒語_一。相伴奉_レ衛_二左右_一。勅依_レ奏。是大伴佐伯_二氏。掌_二左右開闔_一之縁也。

(B) 佐伯宿禰

大伴宿禰同祖。道臣命七世孫室屋大連公之後也。

(C) 神松造

道臣八世孫金村大連公之後也。

(左京神別下)

(D) 石作連

火明命六世孫建真利根命之後也。垂仁天皇御世。奉^二為皇后日葉酢媛命^一。作^三石棺^一獻^レ之。仍賜^二姓石作大連公^一也。

(E) 檜隈舍人連

火明命十四世孫波利那乃連公之後也。

(右京神別上)

(F) 波多門部造

神魂命十三世孫意富支閏連公之後也。

(山城国神別)

(G) 巫部連

同神 (饒速日命) 十世孫伊己布都乃連公之後也。

(大和国神別)

(H) 高志連

天押日命十一世孫大伴室屋大連公之後也。

(河内国神別)

(I) 中臣酒屋連

同神(津速魂命)十九世孫真人連公之後也。

(J) 林宿禰

大伴宿禰同祖。室屋大連公男御物宿禰之後也。

(K) 佐伯首

天押日命十一世孫大伴室屋大連公之後也。

「大連公」の表記が七例、「連公」の表記が四例であるが、(A)の「大連公」は、大伴室屋を指しており、「大連公」と表記されたうちの五例(A)(B)(H)(J)(K)は室屋である。残りの二例のうち、一例(C)は大伴金村を指し、もう一例(D)は「石作大連公」という氏姓として用いられている。「連公」と表記されるのは、波利那乃連公(E)・意富支閉連公(F)・伊已布都乃連公(G)・真人連公(I)である。

『姓氏録』において、大伴室屋大連公は、単に「室屋大連」とも表記されており(右京神別上・高志壬生連条)、金村大連公も、単に「金村大連」と表記される例(大和国神別・仲丸子

条)がある。波利那乃連公・意富支閑連公・真人連公は、いずれも『姓氏録』のほかの条にはみえないが、伊己布都乃連公は、「伊己布都大連」とも表記されている(右京神別上・依羅連条、河内国神別・高橋連条)。

すなわち、『姓氏録』においては、「大連公」と「大連」は通用されており、「連公」と「大連」も通用されているのである。また、「大連公」「大連」と表記される人物は、「大連」の職位にあったとの伝承を持つ人物であることが多い。このような「大連公」「連公」の用いられ方からすれば、『姓氏録』のそれは、やはり「大連」「連」に対して与えられた敬称とみるのが妥当であるといえよう。

次に、『先代旧事本紀』巻五「天孫本紀」の物部氏系譜にも、「連公」の表記が数多くみえる。まず、宇摩志摩治命の七世孫の大新河命とその弟の十市根命が、垂仁天皇の御世に「物部連公」の姓を賜ったとし、以下、八世孫以降の人物に「連公」の呼称を付している。

そして最後の部分には、「十七世孫物部連公麻侶。馬子連公之子。此連公。淨御原朝御世。天下万姓改定^二八色^一之日。改^三連公^二賜^三物部朝臣姓^一。同朝御世。改賜^三石上朝臣姓^二」¹⁷⁾とみえる。

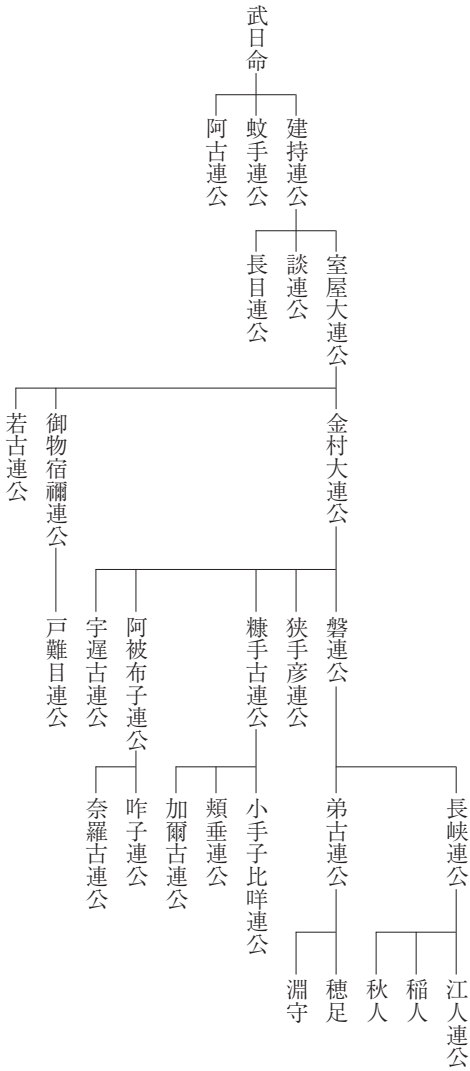
これによれば、物部麻侶(麻呂)は八色の姓制定の際に、「連公」を改めて「朝臣」のカバネを賜与されたというのであるから、『日本書紀』(天武紀)にいう「連」のカバネを、ここでは「連公」と表記しているということになる。「天孫本紀」においては、「連公」は、たしかに

「連」のカバネと「連公」の呼称

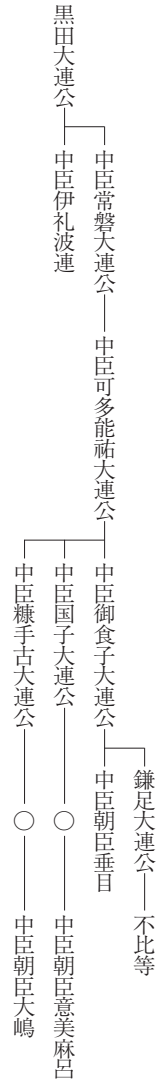
カバネとして用いられているのであるが、ただ、「連公」から「連」への変遷が認められるというわけではない。

また、甲斐国一宮浅間神社所蔵の『古屋家家譜』や、『中臣氏系図』所引の「延喜本系」にも「連公」「大連公」の表記がみえる。それぞれの当該部分を系図化すると、次のとおりである。⁽¹⁸⁾

系図(1)



系図(2)



系図(1)の『古屋家譜』では、武日命の子の建持連公(その譜文には「足仲彦天皇朝、為_二靱大伴連_一供奉。息長足姫皇后征韓供奉」とある)から江人連公までの人名に、「連公」「大連公」の表記が付され(「大連公」が付されているのは大連の地位にあったと伝えられる室屋と金村のみ)、江人連公の弟である稲人・秋人、また江人連公らの叔父にあたる弟古連公の子である穂足以降の人名には、それが付されなくなる。そして稲人の譜文には「庚午年籍、負_二大伴山前連姓_一。淡海志賀大宮朝辛未年八月卒」とあり、秋人の譜文にも「同負_二大伴山前連姓_一、穂足の譜文には「浪速豊埼大宮朝壬子年六月卒」とみえる。

これらのことから、竹本晃氏は、「連公」から「連」への変遷を指摘するのであるが、『古屋家譜』においては、賜姓以前の祖先の人名に「連公」「大連公」の表記を付しているのであり、人名表記が「某連公」から「某連」に変化しているのではない。

次に、系図(2)の中臣氏「延喜本系」であるが、ここにおいては、いずれも「大連公」とあ

り、「連公」の表記はみえない。竹本氏は、この場合も「連公」から「連」への変化がうかがえるとし、『中臣氏系図』において、御食子の子の鎌足・久多までは「大連公」と表記され、その弟の垂目は単に「垂目連」とあることに着目している。

しかし、「延喜本系」では、中臣常磐大連公の弟の中臣伊礼波は単に「連」とあり、それ以降の人名に再び「大連公」の表記が付されるのであるから、「連公」から「連」へ変化しているといえないのは明らかである。また、中臣常磐大連公の譜文に、「右大連始賜^二中臣連姓^一」とあることも、「連公」から「連」へ変化したのではないことを示している。また、常磐の譜文では、常磐大連公を「右大連」と記しており、「大連公」と「大連」が通用されていること、前者が後者に与えられた敬称であることも、よく示されているといえよう。

「大連公」「連公」の表記がみえるその他の八〜九世紀の史料としては、『日本靈異記』上巻第五話、『日本三代実録』貞観三年（八六一）八月十九日庚申条、同十一月十一日辛巳条などがあげられる。

『日本靈異記』上巻五話では、紀伊国名草郡の宇治大伴連らの祖として「大部屋栖野古連公」の表記がみえ、屋栖野古は、その帯びている冠位や話の内容から、敏達〜孝徳朝の人物とされていることがわかる。またこの話では、ほかに物部守屋が「物部弓削守屋大連公」「弓削大連公」と表記されており、守屋は単に「弓削大連」とも記されている。ここでも、「大連

公」と「大連」の通用が指摘できるのである。

『日本三代実録』貞観三年八月十九日庚申条では、伴大田宿禰常雄が「家牒」を引用して述べる文章なかに、「金村大連公」「大部連公」の表記がみえ、「大部連公」は姓（セイ）として用いられている。また同十一月十一日辛巳条では、佐伯直豊雄がその祖先について述べる文章のなかに、「大伴健日連公」「健持大連公」「室屋大連公」「倭胡連公」の表記がみえる。「大連公」と「連公」の使い分けは、『日本霊異記』の例も含め、「大連」の職位にあったと伝えられているか否かによるとみてよいであろう。

以上の史料からすれば、「大連公」「連公」の呼称が、天武朝以前（八色の姓制定以前）の人物に対して用いられていることは確かであるが、それを、天武八姓の連の前段階のカバネとみるのは困難である。また、「連公」から「連」への変遷を考えることもできない。「連公」だけではなく「大連公」の表記も数多くみえるのであり、やはりそれらは、「某連」「某大連」という人物に対して与えられた敬称とみるのが妥当であろう。「天孫本紀」や『日本三代実録』貞観三年八月十九日庚申条においては、「連公」はカバネとして用いられているが、それは、「連」のカバネに対する敬讓表現と考えてよいであろう。

もつとも、以上の史料にみえる「連公」「大連公」の表記は、従来から知られていたものであり、それらの検討結果から従来の一般的見解の妥当性が主張できたとしても、それは当然の

この木簡は、四周の欠損もあり、その用途は不明である。「石上大連公」は、「大家臣加□」らと列記されており、人名であることは間違いないであろうが、「石上」がウチ名であるのか個人名であるのかは判然としない。また、「大連公」の表記を個人名と解するのは困難であろうから、「石上大連公」という表記が、ウチ名と個人名の双方からなる人名表記でないことは指摘できる。ここでは、「石上大連公」とのみ記すことで、特定の個人を指すことが明らかであったために、このように表記された、ということであろう。すでに竹本氏が示唆するところ、この「石上大連公」は、物部連麻呂（石上朝臣麻呂）を指している可能性が高いと思う。

この木簡の年代幅は大きいですが、八色の姓制定以降であれば、石上朝臣麻呂を「石上大連公」と記すとは考え難く、それ以前に記された木簡である可能性が高い。また、「石上」をウチ名と解する必要もなく、「石上大連公」は、物部麻呂を指す当時の通称とみるのが妥当であろう。前節にみた『日本書紀』では、物部守屋を指して「弓削大連公」とも表記しており、『日本書紀』にも、蘇我馬子・蝦夷を指して「嶋大臣」「豊浦大臣」という通称とすべき表記がみえる。⁽²¹⁾

物部連麻呂⁽²²⁾は、壬申の乱で近江朝廷側にあり、大友皇子の最期をみとった人物であり、天武天皇に拔擢され、天武十年十二月には小錦下位を授けられている。これにより麻呂は、「マヘツキミ」と呼ばれるにふさわしい地位についたということが出来る。この段階では、いまだ物

部氏の氏上の地位にはなかったと推定されるが、朱鳥元年（六八六）九月には、天武の殯に法官のことを誅しており（時に直広参）、この段階では、石上（物部）氏の氏上であったことが明らかである。物部連は、八色の姓制定の際に朝臣のカバネを賜与され、物部連麻呂は、その後、石上のウヂ名を称するようになるが、石上をウヂ名とした理由は、石上の地に居住していた（石上の地を本拠としていた）からか、あるいは石上神宮の祭祀に深く関わっていたからと推定される²³。また麻呂は、かつて「大連」の職を世襲したと伝えられる物部氏の人物であり、そのような麻呂が、当時、「石上大連公」と通称とされた可能性は十分に考えられる。

「石上大連公」が物部連麻呂を指すとするならば、その名がなにゆえこの木簡に記されているのかという問題は残るが、「大連公」は、麻呂に対して付された敬称・尊称とみるのが妥当であろう。そもそも、「連公」をカバネと解したのでは、「大連公」の呼称についての説明が困難なのである。

次に、「那尔波連公」の表記のみえる木簡であるが、この木簡について、その釈読を含め、はじめて本格的検討を加えたのは平川氏である。

木簡史料(2)

那尔波連公

一一一×一七×八〇三二

平川氏は、右の木簡は個人名のみを記した物品付札であると、百済の都（泗泚）のあった地（扶餘）から出土していることから、その年代は百済滅亡の六六〇年を下らないとする。そして、百済で倭系官人によって作製された可能性も否定はできないとしつつも、「おそらくは、倭国で作製され、調度物などに付せられた荷札が物品とともに百済の都にもたらされ、百済の外椋部の所在地の南に展開する官衙と考えられる付近で札がはずされ、投棄された可能性がより高いものと判断できよう」（一四三頁）と述べている。これらの諸点は、いずれも穏当な見解とすべきであろう。問題は、この「連公」をカバネとみてよいかという点である。

また、平川氏は、「那尔波」は「難波」であり、本来地名であるが、この場合の「那尔波」は個人名であり、外交にたずさわった職掌に由来する名であるとしている。しかし、この場合の「那尔波」についても、難波という地名そのものを指すとみてよいと思う。「辛巳歳」（天武一〇年＝六八一年）の紀年銘のある山上碑には、「新川臣」「大児臣」の個人名がみえるが、これらは「地名＋臣」で特定の個人を指しており、⁽²⁵⁾「那尔波連公」の場合も同様に考えられるからである。右にみた「石上大連公」の場合も、同様であろう。

「那尔波連公」の「連公」も、「連」に敬称を付したものとみるのが妥当と考えられるのである。少なくとも、そのように解して支障のないことは指摘できるであろう。

右の木簡のほかに、法隆寺命過幡にも、「山ア名嶋亘古連公過命時幡」²⁶「山部連公奴加致兒患仙命過往」²⁷と、「連公」の表記がみえる。このことは、従来から知られていたが、ただこれらの例については、年代が必ずしも明確ではなく、一連の法隆寺命過幡にみる「己未年」「辛酉年」「癸亥年」などの干支年を、斉明五年（六五九）、同七年（六六一）、天智二年（六六三）にあてる説と、それぞれ一運下げて、養老三年（七一九）、同五年（七二二）、同七年（七二三）にあてる説とがあった。「石上大連公」「那尔波連公」の木簡が発見されたことにより、「大連公」「連公」の呼称が七世紀中頃から後半に遡ることが確実となり、これらの命過幡の年代についても、すでに平川氏が指摘しているように、前者の説に従うのが妥当であろう。もちろんこれらの命過幡の「連公」も、敬称とみて何ら支障のないものである。

ところで、平川氏も竹本氏も、「公」が「連」とのみ結びついており、「臣公」「君公」「造公」などの呼称がみられないことを理由に、「連公」を敬称・尊称とみることができないとするのである。たしかに、「連公」の「公」を敬称・尊称と主張するためには、なにゆえ「連公」「大連公」という呼称のみが存在するのか、その点を説明しなければならぬであろう。

そこで注意されるのは、第一節で述べた次の点である。すなわち、「連」は、本来は「臣」と同等（むしろ「臣」よりも優位）のカバネであったが、六世紀末以降、次第に「臣」よりも下位のカバネと認識されるようになったという点である。このような状況のなかで、「連」も

また、「臣」と同様マヘツキミを出すことのできるウヂのカバネであると主張する意図をもって、「連公」という呼称（敬称・尊称）が生じたとして、不思議はないであろう。

竹本氏が「連公」をマヘツキミと関わらせて理解した点は、正鵠を射ていると考えられるのである。「臣公」「君公」の呼称が存在しないのは、「臣」「君」にはそのように呼ぶ必要がなかったからであり、「造公」「直公」などの呼称が存在しないのは、「造」「直」などがマヘツキミを出すウヂのカバネではなかったからと考えられるであろう。

したがって、竹本氏が「連公」を「連」のカバネとは直接関係のない呼称とする点や、「連公」を「連」よりも古い段階の呼称とする点には従うことができない。「連」のカバネが成立してはじめて、それに対する敬称である「連公」が生じたのである。³⁰⁾

また、「連公」「大連公」の呼称が、八色の姓制定以降の人物に対して用いられていないという点については、これも第一節で述べたところの、天武朝末を境に「連」のカバネの性格に大きな変化が生じたという点によると考えられる。すなわち、八色の姓制定以降の連は、下級官人を出すウヂのカバネに変化したのであり、その連に、マヘツキミに通ずる「公」の敬称を付すことはできなかつたからであり、また、従来の「連」は（地方のウヂの称する「連」を除けば）消滅したのであるから、それに「公」の敬称を付すという状況自体も存在しなくなつたからと考えられるのである。

なお、竹本氏は、次の木簡二例（『飛鳥・藤原宮跡発掘調査出土木簡概報』一八、一一四号・一一五号木簡）についても、「連公」の例に加えることができるとしている。

木簡史料⁽³⁾

・加牟加皮手五升

神久□□二升小麻田戸二升

・□

鳥取□□二升桜井戸二升一升□

青見□□二升知利布二升 汗久皮ツ二升

二九六×五七×五 ○五一

木簡史料⁽⁴⁾

・□取^(連カ)□人^(連カ)二 □青□

・□□^(人カ)三ツ 田麻□^(生カ)

(一一三三)×三三×四 ○八一

これらの木簡は、石神遺跡第一六次調査の際に、その北方域の南北溝SD四一二一から出土した木簡であり、その年代は、七世紀後半と推定されている。⁽³³⁾

『飛鳥・藤原宮跡発掘調査出土木簡概報』一八において、これらの木簡の釈読にあたった市大樹氏は、その後、史料(3)の木簡の「神久□□」「鳥取□□」「青見□□」を、「神久連」「鳥取連」「青見連」と読み直している。その理由は、右の「□□」について、新川登龜男氏から、「連+心」の字形で「連」を表現したものではないかとの指摘を受け、それを妥当と判断したからである⁽³⁴⁾という。

これに対して竹本氏は、史料(3)の「神久□□」「鳥取□□」「青見□□」、史料(4)の「□取□人」は、それぞれ「神久連公」「鳥取連公」「青見連公」「□取連公」と読めるとするのである。釈読については保留にしたいが、仮に「連公」と読めたとしても、それは、「連」に対する敬称とみて、何ら問題はないであろう。これらの木簡は、仕丁に米を支給した際の帳簿木簡であり、史料(3)の「神久□□」「鳥取□□」「青見□□」は、三川国青見評から出仕した仕丁を指していると考えられている⁽³⁵⁾。木簡の年代は八色の姓制定以前である可能性が高いと思うが、その後であったとしても、地方のウヂが称した「連」のカバネは、従来のマヘツキミを出すことができるウヂのカバネとしての「連」であり、そこに「公」の敬称が付されたとして不思議はないのである⁽³⁶⁾。

以上、憶測を重ねてきたが、「連公」の呼称については、「石上大連公」「那尔波連公」の新出史料によっても、従来の一般説に従って問題ないことを述べた。ご批評を賜れば幸いである。

註

- (1) 平川南「百済の都出土の「連公」木簡―韓国・扶餘双北里遺跡一九九八年出土付札―」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一五三、二〇〇九年)。以下、平川氏の所説については、すべてこの論文による。
- (2) 竹本晃「古代人名表記の「連公」をめぐって」(栄原永遠男編『日本古代の王権と社会』塙書房、二〇一〇年)。以下、竹本氏の所説については、すべてこの論文による。
- (3) 拙稿「カバネ「連」の成立について」(『日本常民文化紀要』二六、二〇〇七年)。拙著『物部氏の研究』(雄山閣、二〇〇九年)。
- (4) 阿部武彦『氏姓』(至文堂、一九六〇年)の所説に代表される。
- (5) 太田亮『全訂日本上代社会組織の研究』(邦光書房、一九五五年)。山尾幸久『カバネの成立と天皇』(吉川弘文館、一九九八年)等。
- (6) オホマヘツキミ―マヘツキミ制については、倉本一宏『日本古代国家成立期の政権構造』(吉川弘文館、一九九七年)、黒田達也『朝鮮・中国と日本古代大臣制』(京都大学学術出版会、二〇〇七年)等参照。ただし、倉本・黒田両氏は、「大臣」と並ぶ執政官としての「大連」の職位を否定されるが、「大連」(オホマヘツキミ)の実在は認めるべきであろう。
- (7) 黛弘道『律令国家成立史の研究』(吉川弘文館、一九八二年)参照。
- (8) なお、「臣連伴造国造」「臣連国造伴造」の表記は、のちの「公卿百寮」「公卿百官人」等の表記に対応するものであり、このことから、「臣連」が和語では「マヘツキミ」と読まれていたことが推測できるであろう。
- (9) なお、カバネの成立についての私見も示しておく。カバネを大王に仕えるそのあり方の違いによつ

て大王から賜与される身分標識と定義するならば、それは「臣」に加えて「連」が成立した継体天皇（ヲホド大王）の時代に成立したとみてよい。ただし、氏（ウヂ）の構成員が掌握され、その構成員全体が同一のカバネを称する「族姓」が成立するのは、庚午年籍作成以降である。

(10) 以下、『日本書紀』の引用は、日本古典文学大系本『日本書紀』による。

(11) 日本古典文学大系本『日本書紀』下、四三九頁頭注三二。

(12) 天武紀十一年八月癸未条には、「(前略) 詔曰、凡諸応_二考選_一者、能檢_二其族姓及景迹_一、方後考之。若雖_二景迹行能灼然_一、其族姓不_レ定者、不_レ在_二考選之色_一」とある。

(13) 熊谷公男「天武政権の律令官人化政策」(関晃教授還暦記念会編『関晃先生還暦記念 日本古代史研究』吉川弘文館、一九八〇年)。ただし、(6) (8)の一斉連賜姓の五四氏のうち、宿禰・忌寸を賜与されたのは一氏ではなく、本文に述べるとおり、一二氏とみるべきであろう。

(14) なお、天武十四年に八色の姓の忌寸を賜与されたのは一一氏であるから、そのほとんどは、この時に新しく連を賜与されたウヂであったことになる。忌寸を賜与された残りの二氏は、倭漢連・大隅直であるが、倭漢連は(5)で新しく連を賜与された倭漢直である。

(15) 熊谷公男「天武政権の律令官人化政策」(前掲) 参照。

(16) 以下の引用は、佐伯有清『新撰姓氏録の研究 本文篇』(吉川弘文館、一九六二年)による。

(17) 引用は、神道大系本『先代旧事本紀』による。

(18) 以下、『古屋家家譜』は『山梨県史』資料編3(山梨県、二〇〇一年)、『中臣氏系図』は『群書類従』巻六十二(系譜部三)による。ただし、引用文の返り点は筆者。

(19) 奈良文化財研究所、二〇〇八年。

(20) 「石神遺跡北方域の遺構変遷について」(飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報) 二二。

- (21) 推古紀二十八年是歳条、同三十四年五月丁未条、舒明即位前紀、舒明紀八年七月朔条、皇極紀三年三月条等。
- (22) 以下、物部連麻呂の経歴についての記述は、『日本書紀』（天武紀）に基づく。
- (23) この段階の物部氏の氏上は、朴井（物部）連子麻呂であったと考えられる。子麻呂は、物部麻呂に先立って、天武九年七月に小錦下位を授かっており（天武紀九年七月庚寅条、天武五年には、朴井（物部）連雄君が死去に際して、物部氏の氏上を贈られている（天武紀五年六月条）。なおこの点については、拙著『物部氏の研究』（前掲）二二五～二二七頁参照。
- (24) 拙著『物部氏の研究』（前掲）においては、物部連麻呂が石上をウヂ名とした理由は、石上の地に居住していたからというよりは、石上神宮の祭祀に関わっていたからと考えの方が妥当と述べたが（二二七～二二八頁）、本文に述べたように、両方の可能性を考えておきたい。ただしずれにしても、その場合の「石上」が地名であることに変わりはない。
- (25) 拙稿「山上碑を読む」（あたらしい古代史の会編『東国石文の古代史』吉川弘文館、一九九九年）参照。
- (26) 東京国立博物館編『法隆寺献納宝物銘文集』（吉川弘文館、一九九九年）一五九頁。
- (27) 松本包夫「正倉院の染織幡（後篇）」（『正倉院年報』四、一九八二年）三一頁。
- (28) 狩野久「法隆寺幡の年代について」（同『発掘文字古代王権と列島社会』吉川弘文館、二〇一〇年、所収。初出は、一九八四年）。新川登亀男「法隆寺幡銘管見」（田村圓澄先生古稀記念会編『東アジアと日本 宗教・文学編』吉川弘文館、一九八七年）等。
- (29) 東野治之「法隆寺伝来の幡墨書銘」（同『日本古代金石文の研究』岩波書店、二〇〇四年、所収。初出は、一九九五年）等。

- (30) なお、「連公」「大連公」は、公的な呼称ではなく、あくまで「連」のカバネを有するウヂの立場からの敬称・尊称と考えられる。『日本書紀』にその呼称が一切みえないのはそのためであろう。
- (31) 奈良文化財研究所、二〇〇四年。
- (32) この木簡については、『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報』一九（奈良文化財研究所、二〇〇五年）において、表裏関係の訂正がなされた。
- (33) 『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報』一八（前掲）四～八頁参照。
- (34) 市大樹「石神遺跡北方域の性格と木簡」（同『飛鳥藤原木簡の研究』塙書房、二〇一〇年、所収）一〇六頁、一二五頁。
- (35) 市大樹「石神遺跡北方域の性格と木簡」（前掲）一〇六頁他参照。
- (36) 竹本氏は、仕丁に「連公」の呼称が付されていることから、それを敬称・尊称とみるのは困難とするのであるが、注（30）に述べたように、「連公」が私的に用いられた敬称・尊称であるとすれば、そのように考える必要はないであろう。